

おしえてねんきん!

～国民年金はとっても大切なのよ! 編～



わたしが
ご案内します!



おしえてポイント①「国民年金ってなあに?」



年金って、年を取った時にもらえるものでしょ?
自分の時にはもらえないかもしれないし…どうして年金を払わなくちゃいけないの?

「年金」というとお年寄りのためのものというイメージが強いかな…でもね、**老後の暮らし**はもちろん、**事故などで障がいを負ったとき**や、**一家の働き手が亡くなったとき**に給付されるものもあって、若い人の生活にも関わることもあるのよ。

- 日本に住む20～60歳までの全ての人は国民年金か厚生年金のどちらかに加入する義務があります。
- 原則的に、保険料を納めないと年金を受け取ることができません。



3つの安心 給付制度

●老齢基礎年金

65歳以降一生
受け取ることが
できます。



●遺族基礎年金

一家の働き手が亡く
なったとき、子のある妻
もしくは子のある夫、お
よび子が受け取れます。



●障害基礎年金

病気やけがで心身
に障がいが残った
ときに受け取るこ
とができます。



保険料の納付が困難な皆さまへ

若年者納付猶予の年齢が28年7月から拡大されます!

50歳未満の人までを対象とする**新たな納付猶予制度**が始まります。年齢拡大に伴い、免除申請を出すことのできる機会が従来よりも増えます!

ただし、納付猶予の期間は、受給資格期間に算入されますが、将来の年金額には反映されません。
※免除申請制度の詳細は、3ページの「おしえてポイント③」を参照してください。

国民年金の加入期間が40年間の場合(計算例)

<Aさん: 30年間**保険料未納**で、10年間保険料納付>

未納 30年(360月)	保険料納付 10年(120月)
-----------------	--------------------

年金額: 0円

受給資格期間不足のため、
年金を受給することができません

<Bさん: 30年間**納付猶予**で、10年間保険料納付>

納付猶予 30年(360月)	保険料納付 10年(120月)
-------------------	--------------------

年金額: 19万5000円

納付猶予を受けていた期間は、
受給資格期間に算入されます

老齢基礎年金を受給するためには

- 保険料を納付した期間
 - 免除を受けていた期間
 - 厚生年金被保険者期間
- などを合計して**25年(300月)以上**
あることが条件になるの。



おしえてポイント②「手続きや納付方法はどうするの？」



払う必要があることはわかったんだけど、手続きや支払いはどうしたらいいのかな？



20歳になったり、会社を退職したら、忘れないで国民年金加入の手続きをしてね。年金に加入している人を被保険者と呼ぶんだけど、国民年金の被保険者は職業などによって3つのグループに分かれていて、手続きの場所や納め方が違うの。

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
			
加入の対象	農業・自営業・学生などの人	厚生年金に加入している人	厚生年金に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者の人
手続きの場所	・保険年金課年金窓口 ・各サービスセンター	勤務先	配偶者の勤務先
保険料の納め方	日本年金機構から送付される納付書や口座振替、クレジットカードなどで納付ができます。	保険料は事業主と被保険者が折半で負担し、被保険者負担分は給与から差し引かれます。	第2号被保険者である配偶者が加入している年金制度から国民年金制度へ拠出されるもので、個人で納める必要はありません。

第1号被保険者の保険料

【平成28年度】
定額保険料 1万6260円（月額） 付加保険料（※1） 400円（月額）
※1 付加保険料とは…希望により納付が可能なもので、定額保険料にプラスして納付をすることで、老年基礎年金に上乗せして受け取ることができます。なお、付加保険料のみの納付はできません。

納付方法

納付書

日本年金機構から送付される納付書で翌月末までに納めます。

■納付場所
全国の銀行（ゆうちょ銀行含む）・信用金庫・信用組合・農協・漁協・労働金庫・コンビニエンスストア

口座振替

通常は翌月末振替。当月末振替にすると1か月あたり**50円割引（早割）**になります。

■申込先
金融機関（ゆうちょ銀行含む）、年金事務所
■必要なもの
年金手帳・預（貯）金通帳・銀行の届出印

クレジットカード

毎月末日に当月分をクレジットカード会社が立て替えて納付します。
早割は利用できません

■申込先
年金事務所
■必要なもの
クレジットカード納付申出書、年金手帳（郵送の場合は写し）

得 前納すると保険料が安くなる！

前納とは、2年度分（口座振替のみ）、1年度分、6か月分または一定期間分の保険料を前払いすることです。前納をすることで保険料の割引を受けることができます。割引額については下の表を参照してください。

割引額表

割引前の保険料額

■定額保険料

1万6260円×月数

■定額保険料+付加

(1万6260円+400円)×月数

割引後の保険料額

割引前の保険料額から割引額()内の金額を差し引いた金額です。

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万7560円

19万5120円

39万3000円

定額保険料+付加

9万9960円

19万9920円

40万2600円

6か月分保険料額(割引額)

1年度分保険料額(割引額)

2年度分保険料額(割引額)

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)

37万7310円(1万5690円)

定額保険料+付加

9万8820円(1140円)

19万5730円(4190円)

38万6530円(1万6070円)

現金納付(※2)

口座振替

6か月分保険料額

1年度分保険料額

2年度分保険料額

定額保険料

9万6770円(790円)

19万1660円(3460円)

2年度分は口座振替のみ

定額保険料+付加

9万9150円(810円)

19万6370円(3550円)

定額保険料

9万6450円(1110円)

19万1030円(4090円)



おしえてポイント③「納付が難しいときはどうするの？」



…う～ん。今のボクには、年金保険料を払いたくても払う余裕がないよ～！
助けて！にゃんきんちゃん～！！ なにか方法はないかなあ？

それは大変！でも、大丈夫。所得が少ないときや失業等により**保険料を納めることができないときは、申請すると保険料が免除**される制度があるのよ。



■申請免除制度等について

学生納付特例

- 在学中の保険料納付が猶予されます
学生納付特例の期間は、年金を受けるための期間として計算されますが、老齢年金額には反映されません。
- 所得審査対象：本人のみ
- 主な必要書類
在学期間が確認できる学生証や在学証明書

若年者納付猶予

- 30歳未満の人の保険料納付が猶予されます
納付猶予の期間は、年金を受けるための期間として計算されますが、老齢年金額には反映されません。
- 所得審査対象：本人・配偶者
- 主な必要書類
失業特例を受ける人は離職票や雇用保険受給資格者証など

申請免除

- 保険料の全額や一部が免除されます
全額免除や一部免除を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べて将来の老齢年金額が少なくなります。
- 所得審査対象：本人・配偶者・世帯主
- 主な必要書類
失業特例を受ける人は離職票や雇用保険受給資格者証など

法定免除

- 障害年金(1級・2級)や生活扶助を受給している人の保険料が免除されます
保険料を全額納付したときに比べて将来の老齢年金額が少なくなります。
- 主な必要書類
障害年金受給者は障害年金証書



●申請先 越谷年金事務所もしくは保険年金課年金窓口（サービスセンターでは申請できません）
※所得の審査があるため、申請した場合でも承認されないことがあります。審査の内容については、越谷年金事務所へ問い合わせてください。

国民年金の給付 (1ページの詳細を説明します)

老齢基礎年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を生涯受け取ることができます。

●支給要件

①受給資格期間
保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間が**25年以上**であること。

②支給開始年齢
65歳。ただし、支給の**減額繰上げ・増額繰下げ**の制度があります。

平成28年度支給額	年 額	月 額
満額 (40年間納付した場合)	78万100円	6万5008円
25年間 (300月納付した場合)	48万7563円	4万630円

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったとき、**子(※)のある妻・夫および子**は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

※子…18歳に到達した年度末までの子または20歳未満で障害年金1・2級に該当する障がいの状態にある子

●支給要件

①短期要件または長期要件に該当すること

- ・短期：被保険者が死亡したとき、または被保険者であった**60歳以上65歳未満**の人で**国内に住所を有する人**が死亡したとき。
- ・長期：**老齢基礎年金の受給権者**または**受給資格期間を満たしている人**が死亡したとき。

②死亡日の前日において次のいずれかの保険料納付要件に該当すること

- ・短期要件の場合は、死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち、**保険料を2/3以上納めている**（免除・猶予も含む）こと。
- ・死亡日の前々月までの**1年間に保険料の滞納がない**（免除・猶予も含む）こと。

平成28年度支給	年額78万100円(月額6万5008円)+子の加算(※)
----------	------------------------------

※子の加算…1・2人目まで：22万4500円 3人目以降：7万4800円

障害基礎年金

病気やけがで障がいが残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

●支給要件

①初診日において、被保険者であるか、または被保険者であった人であって**60歳以上65歳未満**の国内居住者であること

②次のいずれかの**保険料納付要件**に該当すること（20歳前に初診日がある人を除く）

- ・障がいのもとになった病気やけがで初めて診療を受けた日（初診日）の前日において、**初診日の前々月までの加入期間の2/3以上の期間の保険料を納めている**（免除・猶予期間も含む）こと。
- ・初診日の前日において、**初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がない**（免除・猶予期間も含む）こと。

③障害認定日(※)において障がいの程度が**障害年金1級・2級に該当**すること

※障害認定日：初診日から**1年6か月**経過した日。その間に治った場合は治った日（症状が固定した日）
<20歳前傷病による障害…初診日において20歳未満であった人が、20歳に達した日において障害年金1・2級の障がいの状態にある時などは、障害基礎年金が支給されます。>

平成28年度支給額	1級	年額97万5125円(月額8万1260円)+子の加算(※)
	2級	年額78万100円(月額6万5008円)+子の加算(※)

※子の加算…1・2人目まで：22万4500円 3人目以降：7万4800円



20歳前傷病による障害基礎年金受給者の皆さんへ

20歳前傷病による障害基礎年金を受給している人は、毎年7月に所得状況届(または診断書)が日本年金機構から送付されます。
提出期限は7月31日です。忘れずに草加市役所保険年金課年金窓口へ持参か郵送してください。

おしえてポイント④「どんなときに手続きが必要なの？」



いろいろ手続きをしてきたけれど、今後はどんな時に手続きすればいいのがしら？



年金を受け取っている場合に必要な手続きをまとめてみたよ！参考にしね。

誕生月がきたとき	住所や年金の受取先を変えるとき	年金を受けている人が亡くなったとき
年金受給権者現況届の提出	年金受給権者住所・支払機関変更届の提出	年金受給権者死亡届の提出
●住民票コード(※)を収録済みの人は、原則提出が不要です。 ●住民票コードが未収録の人、加給年金を受けている人などは、毎年誕生月に日本年金機構から現況届が送付されます。必要事項を記入し、日本年金機構へ返送してください。	●平成23年7月1日から、住民票コードを収録済みの人は、住所変更届の提出が不要となりました。 ●住民票コードが未収録の人は、今までどおり住所変更届の提出が必要です。 ●年金の受取先を変更する場合は、支払機関変更届を年金事務所に提出してください。	●平成23年7月1日から、住民票コードを収録済みの人は、死亡届の提出が不要となりました(死亡の事実があってから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出をした場合に限りです)。 ●上記以外の場合は、死亡届の提出が必要です。 ●死亡届の提出が必要な場合は、亡くなった人の年金証書及び死亡を証明する書類を添付し、速やかに届出をしてください。届出が遅れると、年金の過払いで、後日遺族に返納義務が生じる場合があります。

※自分の住民票コードが収録されているか不明な人は、越谷年金事務所に問い合わせてください。

被災された被保険者の皆さまへ(国民年金保険料免除のお知らせ)

東日本大震災により被災された被保険者の皆さまへ

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた人は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。対象期間や申請手続については、越谷年金事務所または保険年金課年金係に問い合わせてください。

熊本地震により被災された被保険者の皆さまへ

熊本地震で被災した人は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の全額もしくは一部が免除されます。全額免除は、住宅等の財産のおおむね2分1以上の損害を受けた人が申請した場合に対象となります。詳しくは被災者専用フリーダイヤル(0120-558-656)または越谷年金事務所に問い合わせてください。

問い合わせ先一覧

●日本年金機構 越谷年金事務所

厚生年金・国民年金に関する問い合わせ

〒343-8585 越谷市弥生町16-1越谷ツインシティBシティ3階

☎048-960-1190(代表) FAX048-960-7220

月曜日(祝日の場合は翌日) 8:30~19:00

火~金曜日 8:30~17:15

休日相談日(第2土曜日) 9:30~16:00

「国民年金の納付書を郵送してほしい」「私の年金額はいくら?」「納め忘れていた保険料はあるかしら?」などの問い合わせや年金に関する書類の再発行を希望するときは、越谷年金事務所へ



＜電車の場合＞
東武スカイツリーライン
越谷駅東口から徒歩2分

＜車の場合＞
越谷駅東口駐車場を
利用してください

●草加市 保険年金課 年金係

国民年金に関する問い合わせ

☎048-922-1596(直通) FAX048-922-3178

月・火・木・金曜日 8:30~17:00 水曜日 8:30~21:00
日曜日 9:00~12:30



＜おもな対応業務＞

- ・国民年金への加入(付加年金も含む)受付
- ・国民年金の免除申請や学生納付特例申請等の受付
- ・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求書受付 など

🔔保険年金課の窓口は新第二庁舎に移転しました。

●ねんきんダイヤル

- ・ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ

☎0570-058-555

- ・一般的な年金相談に関する問い合わせ

☎0570-05-1165

●日本年金機構ホームページ

- ・年金加入者・受給者に関する情報が豊富!
 - ・年金額の簡易試算もできます!
- <http://www.nenkin.go.jp>



国民年金に上乗せ! 国民年金基金とは?

国民年金基金は、国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。将来、国民年金に上乗せして受け取ることができます。また、国民年金基金の掛け金は、税法上、全額が社会保険料控除の対象です。

埼玉県国民年金基金

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル2階
<http://www.kokunenkin.or.jp>

☎ 0120-65-4192
☎ 048-838-7575
FAX 048-838-7570

